

別表五(一)付表 「種類資本金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、二以上の種類の株式又は出資を発行している法人が令第8条第2項（資本金等の額）に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「株式の種類」	法人が発行している株式又は出資の種類を記載します。	
「期首現在種類資本金額①」	<p>前期分のこの明細書の「差引翌期首現在種類資本金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。</p> <p>なお、平成18年4月1日前に発行された二以上の種類の株式がある場合には、同日におけるこれらの種類の株式に係る種類資本金額を記載します。</p>	<p>平成18年4月1日前に発行された二以上の種類の株式に係る同日における種類資本金額は、次のいずれかの方法により区分します。</p> <p>(1) 一の種類の株式以外の各種類の株式の発行価額の合計額をそれぞれ各種類の株式に係る種類資本金額とし、平成18年4月1日の資本金等の額からその各種類の株式に係る種類資本金額の合計額を減算した金額をその一の種類株式に係る種類資本金額とする方法</p> <p>(2) 平成18年4月1日の資本金等の額を同日における発行済株式又は出資の価額の合計額で除し、これに各種類ごとの株式の同日における価額の合計額を乗じて計算した金額をその各種類の株式に係る種類資本金額とする方法</p> <p>(3) その他合理的な方法</p>
「当期の増減」	別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の「当期の増減」の記載の仕方に準じて記載します。	平成18年4月1日以後に種類資本金額が増加し又は減少する事由が生じた場合に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「備考」	種類資本金額に変動があった場合には、その変動があった種類の株式又は出資の名称、変動した事由、その事由ごとの変動した金額（その種類の株式又は出資の数に変動があった場合には、その変動した数を含みます。）その他参考となるべき事項を記載します。	

3 根拠条文

法 2 十六、平成 18 年改正法附則 25、令 8 ①二十ロ・②～⑤、平成 18 年改正令附則 4 ④